五　廃止措置期間性能維持施設
六　廃止措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［八・九　略］

十　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
十一　［略］

3　［略］

（旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象附属施設の維持等）

第八十八条の二　法第五十一条の二十六第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、廃止措置対象附属施設に廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第五十一条の九本文の規定は、廃止措置期間性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、廃止措置期間性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項）

第八十八条の三　［略］

（指定に関する規定の準用）

第八十八条の四　［略］

［条を削る。］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～六　同上］

七　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［八・九　同上］

十　品質保証計画に関する説明書
十一　［同上］

3　［同上］

［条を加える。］

（指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項）

第八十八条の二　［同上］

（指定に関する規定の準用）

第八十八条の三　［同上］

（身分を示す証明書）

第九十二条　第一種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第五によるものとする。